

千曲市告示第21号

千曲市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修一

千曲市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市産後ケア事業実施要綱（平成30年千曲市告示第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「受託者」を「受託医療機関等」に改める。

第3条中「出産後1年未満の産婦及び乳児であって、産後ケアを必要と」を「次の各号に掲げるいずれかに該当」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 出産後1年未満の産婦
- (2) 1歳未満の乳児及びそのきょうだい児

第4条の見出し及び同条並びに第5条第1号及び第2号中「受託者」を「受託医療機関等」に改める。

第7条第1項中「（以下「利用者」という。）」を削り、同条第2項中「利用者」を「前項の者」に改める。

第9条第1項中「第6条ただし書」を「前条第1項の決定により、事業の利用について承認を受けた者（以下「利用者」という。）が第6条ただし書」に、「は利用回数」を「は、利用回数」に改める。

第10条第1項及び第2項を次のように改める。

この事業の実施に要する1回当たりの費用の額は、市長が別に定める基準に従い、市長と受託医療機関等が協議して決定するものとする。

2 利用者は、市と受託医療機関等が締結する委託契約書に定める利用者負担額を受託医療機関等に支払うものとする。

第11条を次のように改める。

（償還払）

第11条 市長は、次の各号に掲げる場合は、償還払により助成することができるものとする。

- (1) 緊急のため、事業の利用申請前に受託医療機関等で事業を利用したとき。
- (2) 里帰り出産その他やむを得ない理由により、受託医療機関等以外で事業を利用する必要があるとき。

第12条の見出し及び同条第1項並びに第13条の見出し中「償還払い」を「償還払」に改

める。

第14条中「償還払した」を「償還払をした」に改める。

第15条及び第16条中「受託者」を「受託医療機関等」に改める。

様式第1号中

「

次のとおり千曲市産後ケア事業を利用したいので申請します。

市が世帯の状況等について調査すること、納税状況等の個人情報閲覧すること及び必要な情報を受託医療機関又は助産所に提供することに同意します。

」を

「

次のとおり千曲市産後ケア事業を利用したいので申請します。

市が世帯の状況等について調査すること、納税状況等の個人情報閲覧すること及び必要な情報を受託医療機関等に提供することに同意します。

」に、

「

退院（予定）年月日	年	月	日
産後ケア事業利用医療機関等名			

」を

「

退院（予定）年月日	年	月	日
受託医療機関等名			

」に、

「

【本人確認書類】運転免許証・保険証・個人番号カード・その他（ ）
医療機関等の意見
記入者 事業所名 助産師名

」を

「

- 2 医療機関又は助産所が発行する領収書の原本（利用者の氏名、利用料の額、利用日及び医療機関又は助産所の名称が記載されたもの）ただし食費は対象外となります。

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の千曲市産後ケア事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。